

# 仕 様 書

件名 与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務

## 1 目的

本事業は「与那原町総合交通基本計画」及び「与那原町地域総合交通戦略」に基づき、コンパクトな町域を生かした域内交通の手段、また、温室効果ガスの削減や地域住民の健康づくり推進、今後の来訪者のラストワンマイル移動手段の確保と、さらに東海岸地域等の広域移動に対応する新たな移動手段の確保を目的としてシェアサイクル導入実証実験業務を行うものである。

## 2 履行期限

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## 3 業務内容

### (1) 電動シェアサイクル等の町内における利用環境整備

ア. 以下のものを町内8箇所に設置しサイクルステーションを整備する。設置箇所は町と協議の上、決定する。

- ① 電動アシスト付き自転車 (30 台)
- ② 利用案内看板 (8 個)
- ③ ラック (48 個)
- ④ ビーコン (8 個)
- ⑤ ドレスガード (30 個)

イ. 関係法令に基づき、事業に供する自転車へ十分な損害保険及び賠償責任保険を付保する等、利用者が安全に利用できる環境を整備すること。

### (2) サイクルステーション設置に係る土地所有者や管理者等との調整業務

- ① 電動アシスト付き自転車など上記(1)アで示す一式を、設置する施設の所有者や管理者と円滑な調整を行い、利用環境の構築を行うこと。
- ② 設置に必要なもので、アに示すもの以外の物品については、受託者が負担し土地所有者や管理者と調整し、整備を進めること。
- ③ 設置の調整の際に、土地所有者や管理者以外の者との調整についても、業務受託者で実施すること。

### (3) シェアサイクルを活用した町への協力

- ① 町の主催するイベントにシェアサイクルを活用する場合の協力体制構築。
- ② 与那原大綱曳まつり等大型イベントへの臨時ステーション設置

### (4) シェアサイクル利用システムの運用

- ① 本業務で整備する電動アシスト付き自転車及びラック等が、近隣市町村で導入しているシェアサイクルサービスと相互に乗り入れが可能なシステムを利用するこ

と。

- ② シェアサイクル利用者が、アプリやWEB等よりシステム通して、シェアサイクルが利用できる環境を構築すること。
- ③ シェアサイクル利用者が、アプリやWEB等よりシステム通して、利用料が決済できる環境を構築すること。

(5) サービス周知及び管理業務体制の構築

- ① シェアサイクルサービスの周知を行うこと。
- ② シェアサイクルサービスの運営ができる十分な人員体制を整えること。
- ③ 車両やラックなどのメンテナンス体制を整えること。
- ④ 強風時や荒天などの災害時に、(1)アで示す物品が飛散するなどの危険を避ける体制とすること。
- ⑤ 町内で設置するステーションに、一週間につき15台～25台の利用できる電動アシスト付き自転車が駐輪されている状態を維持すること。
- ⑥ シェアサイクルサービス運用に係る盗難等のトラブル対応や巡回、保守体制を整えること。

(6) 業務実施報告及び分析結果報告

ア. 以下の項目ごとの報告書を提出すること。

- ① 業務完了報告書（鏡文）
- ② 電動シェアサイクル等の町内における利用環境整備
  - ・本業務で環境整備に準備した物品を整理した書類
- ③ サイクルステーション設置に係る土地所有者や管理者等との調整業務
  - ・サイクルステーション設置に係る土地所有者や管理者等との調整経緯資料
  - ※時系列で整理すれば足りることとし、細かい調整内容の議事録は必要なし
- ④ シェアサイクル利用システムの運用
  - ・利用システムの内容が分かる資料
- ⑤ サービス周知及び管理業務体制の構築
  - ・周知実績
  - ・運営及びメンテナンスなどの体制
- ⑥ シェアサイクルサービスの利用実績
  - ・月、日の利用件数、利用人数など
  - ・平均利用時間
  - ・利用金額の金額単位ごとの件数
  - ・シェアサイクル利用開始場所と返却場所を相関させた件数
  - ・その他本町でシェアサイクル活用を進める上で参考となる事項

4 留意事項

(1) 守秘義務について

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、提供

を行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2) 品質管理体制について

受託者は、品質管理及び情報セキュリティについて、十分に留意して業務を実施すること。

(3) 法令順守について

受託者は、道路交通法その他日本国の法令を遵守し委託業務を実施するものとする。

(4) 業務適用範囲の確認について

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は当該範囲について疑義がある場合は、本町と協議することができる。

(5) 取得財産の管理等について

ア. 受託者が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。）の所有権は、受託者が検収又は竣工の検査をした時をもって発注者に帰属するものとし、同時に発注者は、発注者に帰属した所得財産を受託者が使用することを認める。

イ. 受託者は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

ウ. 受託者は、実証事業期間中及び委託期間中においては取得財産又発注者から貸与された財産を滅失又は毀損した場合は、当該取得財産又は発注者から貸与された財産について補修、部品の取替等を行うことにより、現状に回復しなければならない。ただし、必要に応じて発注者と受注者とが協議をして対応を行う。

(6) その他事項

契約締結日より令和9年3月31日までの3年度については、電動シェアサイクルの利用促進を図る実証事業として実施する。ただし、各年度の業務委託契約締結については、履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決及び沖縄振興特別推進市町村交付金の交付決定を条件とする。

また令和9年4月1日以降は、原則として受託者が自主事業として本町内でシェアサイクル事業の運用を行う。ただし、実施方法等については実証事業後に町と協議の上で実施するものとする。